

国立大学法人和歌山大学利益相反マネジメント規程

制 定 平成22年 3月26日

全部改正 令和 2年 1月24日

法人和歌山大学規程第 2217号

最終改正 令和 8年 3月27日

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人和歌山大学（以下「本学」という。）の教職員等の利益相反について適切にマネジメントを行うため、国立大学法人和歌山大学利益相反マネジメントポリシー（別紙）を定め、本学における産官学連携活動を適正かつ効率的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、教職員等とは次の各号に掲げる者とする。

- (1) 本学の常勤の役員及び教員
- (2) その他第4条に規定する利益相反マネジメント委員会が指定する者
(利益相反マネジメントの対象)

第3条 この規程に基づく利益相反マネジメントの対象は、本学が株式を保有する場合及び教職員等が次の各号に掲げる活動を行う場合とする。

- (1) 学外に対して産官学連携活動（企業等への兼業、共同研究又は受託研究等）を行う場合
- (2) 企業等から一定額以上の金銭（給与、謝金又は原稿料等）若しくは便益（物品、設備又は人員等）の供与又は株式等の経済的利益（公的機関から受けた者は除く。）を得る場合
- (3) 企業等から一定額以上の物品、サービス等を購入する場合
- (4) 学生等を産官学連携活動に参画させる場合
- (5) その他次条に規定する利益相反マネジメント委員会が対象とすることを認める場合

2 前項に規定するもののほか、前項各号に掲げる場合等に関連し、本学が組織として利益を得る場合は、利益相反マネジメントの対象とする。

(利益相反マネジメント委員会)

第4条 利益相反マネジメントに関する事項を審議するため、利益相反マネジメント委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第5条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 利益相反マネジメントポリシーに関すること
- (2) 利益相反マネジメントの施策に関すること
- (3) 利益相反に関して個々のケースが本学として許容できるか否かに関すること
- (4) 利益相反マネジメントのための調査及びその手続きに関すること
- (5) 利益相反に関する情報の社会への公開に関すること
- (6) その他利益相反マネジメントに関する事項

(利益相反マネジメントのための調査)

第6条 委員会は、前条第4号に規定する調査を次の各号に掲げる方法により実施する。

利益相反マネジメント規程

- (1) 利益相反自己申告書の請求
- (2) 事情聴取
- (3) 助言又は指導等
- (4) 状況観察
- (5) その他利益相反マネジメントのための調査に必要と認める方法
(組織)

第7条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 研究支援担当の副学長のうち学長が指名する者
- (2) 学部長
- (3) 産学連携イノベーションセンター長
- (4) 総務課長
- (5) 研究協力課長
- (6) 次条に規定する委員長が必要と認めた者

2 前項に掲げる者のほか、委員長が必要と認めた場合、学外の有識者に委員を委嘱することができる。

3 第1項第6号及び第2項に規定する委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

4 前項の委員に欠員が生じたときの後任の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第8条 委員会に委員長を置き、前条第1項第1号に規定する委員をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。

(開催)

第9条 委員会は、原則として年1回開催する。ただし、委員長が必要と認めたときは、臨時で開催することができる。

(議事)

第10条 委員会は、委員の過半数の出席により成立する。

2 委員会の議事は、出席者の過半数により決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第11条 委員会が必要と認めた場合、委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(審査、勧告、決定等の手続)

第12条 委員会は、第6条の規定により実施した調査に基づき、利益相反状況を審査し、教職員等の利益相反に関して本学として許容できるか否かについて審議する。

2 委員会は、活動を改善する必要がある者に対して、改善勧告を行うとともに学長へ報告する。

3 委員会は、前項の改善勧告を行った場合、当該者の状況を観察する。

4 第2項の規定により、改善勧告を受けた者は、当該勧告に不服がある場合、申出により委員会に再審査を請求することができる。

5 委員会は、前項の再審査の請求を受けた場合、速やかに再審査を行うものとする。

6 委員会は、再審査の結果を学長に報告する。

7 学長は、前項の報告を受け、当初の勧告と同様に当該活動について改善が必要であると認める場合、当該者に対して改善を命じ、改善が必要でないと認める場合、改善勧告を取り消すとともに、その旨を当該者に通知する。

(教職員等の責務)

第13条 教職員等は、利益相反の発生が懸念される場合は、利益相反の回避に自ら努めなければならない。

2 教職員等は、第4条に規定する委員会の定めるところにより、利益相反に関する自己申告を行うものとする。

3 教職員等は、委員会が行う調査等に協力するものとする。

(利益相反自己申告書等の保存)

第14条 委員会は、提出された自己申告書等を秘密書類として管理保存する。

(研修等の実施)

第15条 委員会は、教職員等を対象とした利益相反に関するセミナー等を必要に応じ開催する。

(学外への情報公開)

第16条 委員会は、本学の利益相反に関する情報を学外に公表することにより、社会に対する説明責任を果たすものとする。

2 利益相反に関する学外からの調査等に対しては、委員会が対応する。

3 委員会は、学外への情報公開にあたって、教職員等及びその他の者の個人情報の保護に留意するものとする。

(委員等の義務)

第17条 委員会の委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、その職務を退いた後も同様とする。

2 第7条第2項の規定により委員会に出席を求められた者及び次条の規定により事務を行う者については、前項の規定を準用する。

(事務)

第18条 委員会に関する事務は、関係部局課の協力の下、研究協力課において行う。

(雑則)

第19条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和8年3月27日一部改正：法人和歌山大学規程第2944号)

この改正規程は、令和8年4月1日から施行する。

国立大学法人和歌山大学利益相反マネジメントポリシー

1. 目的

国立大学法人和歌山大学（以下「本学」という。）は、「社会貢献」を「教育」「研究」に続く第三の柱と位置づけ、多岐にわたる産官学連携を積極的に推進している。

一方、本学が産官学連携を推進するに伴い、本学の役員及び教職員が企業等から得る経済的利益と本学がその使命に基づき本学の役員及び教職員に求める責務とが、あるいは企業等に対する職務遂行責務と本学における職務遂行責務とが、衝突し相反する状況が生じる可能性が高まることとなる。

このような状況を踏まえ、本学は「国立大学法人和歌山大学利益相反マネジメントポリシー（以下「本ポリシー」という。）」を、本学の役員及び教職員が産官学連携活動等を行ってゆく過程で、公正かつ効率的に業務を実行するために常に意識しなければならない基本的なルールとして定め、本学の内外に明示するものである。

本ポリシーの目的は、本学並びに本学の役員及び教職員の自由な行動を制約することではなく、本学の健全性確保のための環境や本学の役員及び教職員が安心して産官学連携活動等に取り組める環境を整備し、社会からの信頼を維持しつつ、産官学連携を推進することにある。

2. 利益相反マネジメントの基本的な考え方

本学は、以下の基本的な考え方に基づき、利益相反マネジメントを実施する。

- (1) 教育、研究及び社会貢献という本学の果たすべき役割に鑑み、教育・研究に支障のない範囲で、産官学連携を通じ研究成果の社会への還元を積極的に推進する。
- (2) 産官学連携活動等の過程において生じうる利益相反の状態を未然に防止し、また、利益相反による弊害が生じた場合は、これを最小限にとどめるため、利益相反マネジメントを実施する。
- (3) 本学は、産官学連携を推進する上で、利益相反による弊害を抑えることが自らの責務であることを本学の役員及び教職員等が認識するよう、利益相反に関する啓発活動を実施する。
- (4) 本学は、連携する産業界や官公庁等の外部関係機関等に対しても、利益相反マネジメントについての理解と協力を求め、相互の社会的信頼を失墜しないよう、利益相反に関する状況を常に注視し、適切に対応する。
- (5) 本学は、本学の役員及び教職員の自主性を最大限に尊重し、本学の役員及び教職員が安心して産官学連携活動等に取り組める環境を整備するとともに、本学の健全性確保のための環境を整備するため利益相反マネジメントを実施する。